参考例（要領第５の２(２)）

令和６年３月１５日

（派遣元）

　長野労働　株式会社　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（派遣先）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社HW

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　役職　○○　氏名　◇◇◇◇

**派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触する日の通知**

　労働者派遣法第２６条第４項に基づき、派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下、「抵触日」という。）を下記のとおり通知します。

記

**１　労働者派遣の役務の提供を受ける事業所**

　　　株式会社HW 　松本工場

　　　（松本市庄内〇-〇-〇）

**２　上記事業所の抵触日**

　　　令和７年１０月１日

**３　その他**

　　　事業所単位の派遣可能期間を延長した場合は、速やかに、労働者派遣法第４０条の２第７項に基づき、延長後の抵触日を通知します。

（注）　**１　派遣契約の都度（更新も含む）、抵触日の通知は必要となります。**

　　　　２　以下の場合は、期間制限を受けないため、抵触日通知は不要です。

1. 無期雇用または６０歳以上の派遣労働者に限定して派遣する場合
2. 有期プロジェクト業務及び日数限定業務に派遣する場合
3. 産前産後休業及び育児休業を取得する労働者の業務に派遣する場合
4. 介護休業等を取得する労働者の業務に派遣する場合